

高松市・塩江町合併協議会
高松市・香川町合併協議会
高松市・国分寺町合併協議会 の合併協定書の内容一覧
高松市・香南町合併協議会
高松市・庵治町合併協議会

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|-------------------------|---------------------|---|---|--|---|---|
| 1. 基本的な協議事項 | | | | | | |
| 第1号 | 合併の方式 | 香川郡塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 | 香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 | 綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 | 香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 | 木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入する。 |
| 第2号 | 合併の期日 | 合併の期日については、平成17年9月26日とする。 | 合併の期日については、平成18年1月10日とする。 | 合併の期日については、平成18年1月10日とする。 | 合併の期日については、平成18年1月10日とする。 | 合併の期日については、平成18年1月10日とする。 |
| 第3号 | (新)市の名称 | 市の名称については、高松市とする。 | 新市の名称については、高松市とする。 | 新市の名称については、高松市とする。 | 市の名称については、高松市とする。 | 市の名称については、高松市とする。 |
| 第4号 | (新)市の事務所の位置 | 市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。 | 新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。 | 新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。 | 市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。 | 市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。 |
| 第5号 | 財産の取扱い | 塩江町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐ。 | 香川町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。 | 国分寺町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として、高松市に引き継ぐ。 | 香南町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。 | 庵治町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。 |
| 2. 合併特例法に定める協議事項 | | | | | | |
| 第6号 | 地域審議会の取扱い | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。 | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。 | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、国分寺町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。 | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。 | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。 |
| 第7号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。 ※当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、1人とする。 | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。 ※当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、3人とする。 | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設ける。 ※当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、3人とする。 | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。 ※当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、1人とする。 | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。 ※当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、1人とする。 |
| 第8号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | 塩江町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。塩江町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 | 香川町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。香川町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 | 国分寺町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 | 香南町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。香南町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 | 庵治町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。庵治町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|-------------------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 2. 合併特例法に定める協議事項 | | | | | | |
| 第9号 | 地方税の取扱い | <p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>1 塩江町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</p> <p>2 塩江町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準・納期、固定資産税の宅地の評価方法・納期及び軽自動車税の賦課期日・納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>3 塩江町地域に係る、納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> | <p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>1 香川町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</p> <p>2 香川町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>3 香川町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> | <p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>1 国分寺町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 法人市民税の法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</p> <p>2 国分寺町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>3 国分寺町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> | <p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>1 香南町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</p> <p>2 香南町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準及び納期並びに固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>3 香南町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> | <p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>1 庵治町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</p> <p>2 庵治町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準、個人市民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>3 庵治町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p> |
| 第10号 | 一般職の職員の身分の取扱い | <p>塩江町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。</p> | <p>香川町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p> | <p>国分寺町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p> | <p>香南町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p> | <p>庵治町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|-------------------|--------------|--|---|---|--|--|
| 3. その他協議事項 | | | | | | |
| 第11号 | 町名・字名の取扱い | 塩江町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第1号」、「塩江町安原下第2号」、「塩江町安原下第3号」とする。 | 香川町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香川町東谷」、「香川町安原下第3号」、「香川町安原下第1号」とする。 | 国分寺町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とする。 | 香南町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「香南町岡」、「香南町由佐」、「香南町吉光」、「香南町横井」、「香南町池内」、「香南町西庄」とする。 | 庵治町地域における町の区域及び名称については、現行のとおりとする。 |
| 第12号 | 慣行の取扱い | 市章については、高松市の市章を用いる。 市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。 ただし、塩江町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承するものとする。 都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。 ただし、塩江町の町木及び町花については、塩江地区の推奨の木及び花とする。 | 市章については、高松市の市章を用いる。 市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。 都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。 ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。 | 市章については、高松市の市章を用いる。 市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。 ただし、国分寺町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していくものとする。 都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。 ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。 | 市章については、高松市の市章を用いる。 市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。 都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。 ただし、香南町の町木及び町花については、香南地区の推奨の木及び花とする。 香南町のマスコットキャラクター「ししまるくん」については、香南地区のマスコットキャラクターとして引き継ぐ。 | 市章については、高松市の市章を用いる。 市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。 都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。 ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。 |
| 第13号 | 事務組織及び機構の取扱い | 現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。 新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。 | 現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 香川支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、国分寺町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。 | 現在の国分寺町役場については、国分寺町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 国分寺支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。 | 現在の香南町役場については、香南町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 香南支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。 | 現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|-------------------|---------------|--|--|--|--|--|
| 3. その他協議事項 | | | | | | |
| 第14号 | 条例・規則等の取扱い | 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。 | 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。 | 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。 | 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。 | 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。 |
| 第15号 | 特別職の職員の身分の取扱い | 塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。 | 香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）は、合併期日の前日をもって失職する。 | 国分寺町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。 | 香南町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。 | 庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。 |
| 第16号 | 一部事務組合等の取扱い | 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。 | 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。 | 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。 | 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。土地開発公社については、高松市の制度を適用する。 | 両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。土地開発公社については、高松市の制度を適用する。 |
| 第17号 | 附属機関等の取扱い | 両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。 | 両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じる。 | 両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。 | 両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。 | 両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。 |
| 第18号 | 公共的団体等の取扱い | 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。 | 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。 | 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。 | 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。 | 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。 |
| 第19号 | 消防団の取扱い | 塩江町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。 | 香川町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。 | 国分寺町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。 | 香南町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。 | 庵治町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。 |
| 第20号 | 使用料・手数料等の取扱い | 両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。 | 両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。 | 両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。 | 両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。 | 両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--------------------|---|---|---|---|---|
| 3. その他協議事項 | | | | | | |
| 第21号 | 各種団体への補助金・交付金等の取扱い | 各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。 | 各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。 | 各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。 | 各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。 | 各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。 |
| 第22号 | 国民健康保険事業の取扱い | 国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 | 国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 | 国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 | 国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 |
| 第23号 | 介護保険事業の取扱い | 介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合する。 | 介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続する。 | 介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。 | 介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 |
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | | |
| | 都市提携 | 高松市の都市提携については、継続する。塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整する。 | 都市提携については、高松市の制度を適用する。 | 都市提携については、高松市の制度に統一する。国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時まで調整する。 | 該当なし | 該当なし |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|---|--|---|---|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 電算システム事業 | 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運営等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。 | 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。 | 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。 | 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。 | 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。 |
| 広聴広報事業 | 広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐ。 | 広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、現在、香川町において実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないよう、取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。 | 広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。 | 広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。 | 広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。 |
| 人権啓発事業 | 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。 | 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。 | 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町文化センター及び新居児童館の開館日については、現行のとおりとする。国分寺町地域における個人給付等事業及び運動団体等補助・委託事業の事業内容については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。香南町地域における個人給付等事業及び運動団体等補助・委託事業の事業内容については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。 |
| コミュニティ施策 | コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。 | コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。 | コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。 | コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 | コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。庵治町集会所については、高松市に引き継ぐ。庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|--|---|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 障害者福祉事業 | 障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 障害児（者）地域生活支援（レスパイトサービス）事業利用料助成事業については、合併時における現利用者で、香川県からの事業所への補助期間内の助成に限り、高松市に引き継ぐ。 合併時において、国分寺町が障害者福祉施設整備利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行のとおり引き継ぐ。 | 障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 | 障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 |
| 高齢者福祉事業 | 高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。 塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。 | 高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 香川町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 香川町地域における高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 高齢者生きがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。 合併時において、香川町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。 香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。 | 高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 国分寺町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 合併時において、国分寺町が老人福祉施設整備事業利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の利子補給利率を適用する。 合併時において、国分寺町が老人福祉施設整備事業資金貸付（用地取得資金）事業で貸付けている対象事業については、現行のとおり引き継ぐ。 国分寺町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。 ただし、使用料及び利用対象者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に扱うものとする。 | 高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 香南町の高齢者入湯助成事業については、合併時の対象者で、香南町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。 香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。 香南町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 香南町地域における高齢者と施設の交流事業（配食サービス事業）の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 合併時に、香南町地域において高齢者生きがいデイサービス事業のサービスを受けている高齢者で、高松市の対象者の要件に該当しない者については、合併後も対象者とする。 香南町地域の高齢者生きがいデイサービス事業の対象者が、香南町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 | 高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町地域の高齢者生きがいデイサービス事業対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。 合併時において、庵治町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用する。 庵治町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|---|---|--|---|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 生活保護事業 | 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 | 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 | 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 | 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 | 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 |
| 児童福祉事業 | <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用する。</p> | <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>香川町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する者については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時において廃止する。</p> <p>香川町の地域子育て支援センター事業（直営）については、現行のとおり実施する。</p> <p>香川町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額となるよう、段階的に調整する。</p> <p>香川町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、無償貸与方式とする。</p> | <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>国分寺町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する者については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>国分寺町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額となるよう、段階的に調整する。</p> <p>合併時において、国分寺町が児童福祉施設整備事業利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用する。</p> <p>合併時において、国分寺町が児童福祉施設整備事業資金貸付（用地取得資金）で貸付けしている対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用する。</p> <p>国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> | <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>香南町の「ししまる館」については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>香南町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>香南町の放課後児童クラブの利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額となるよう、段階的に調整する。</p> | <p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>乳幼児等医療費助成事業については、合併時において、庵治町に住所を有する者について、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|--|--|---|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| その他の福祉事業 | <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患者援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。</p> | <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。</p> | <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に適用する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の国分寺町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> | <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>合併時に、香南町地域において紙おむつ給付事業の給付を受けている6か月未満の寝たきり高齢者等については、合併後も給付する。</p> <p>香南町地域における緊急通報装置貸与等事業の通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域の児童福祉年金の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、現行の香南町の制度における年齢要件を適用し、対象者とみなすものとする。</p> | <p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|--|--|---|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 保健衛生事業 | <p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施する。 塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ。 塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> | <p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。 香川町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及び子ども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> | <p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 介護老人保健施設「こくぶんじ荘」については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町保健センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。 国分寺町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及び子ども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 国分寺町で実施している機能訓練については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p> | <p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 香南町保健センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。 香南町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及び子ども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p> | <p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。 庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び子ども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p> |
| 病院事業 | <p>塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として高松市に引き継ぐ。</p> | <p>香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として高松市に引き継ぎ、存続する。 ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うものとする。</p> | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|--|--|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 環境対策事業 | <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。</p> <p>塩江町におけるごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町におけるごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。</p> | <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る香川町地域のごみ系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度まで、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用する。</p> | <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町指定のごみ袋及び有料シールについては、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域において、使用できるものとする。</p> <p>国分寺町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> | <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>香南町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。</p> <p>香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る香南町地域の臨時・粗大ごみ及び動物死体の取扱いについては、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> | <p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。</p> <p>庵治町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> |
| 商工・観光関係事業 | <p>観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p> <p>塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。</p> <p>塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。</p> <p>塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。</p> | <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p> <p>合併時において、香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用する。</p> <p>香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。</p> <p>合併時までに償還を終えていない香川町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。</p> | <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。</p> <p>国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p> <p>合併時までに償還を終えていない国分寺町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。</p> <p>国分寺町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。</p> | <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>「道の駅 香南楽湯」については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川県からの四国自然歩道管理業務の受託については、高松市が引き継ぐ。</p> <p>香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。</p> <p>合併時に、香南町の企業設置奨励条例に基づき、奨励金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香南町の制度を適用する。</p> <p>香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p> | <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施する。</p> <p>庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。</p> <p>庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川県からの国立公園清掃活動事業（御殿山園地）の受託については、高松市に引き継ぐ。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|--|---|---|---|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 農林水産関係事業 | <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</p> <p>イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。</p> <p>間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施する。</p> <p>塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。</p> <p>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</p> | <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</p> <p>香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐ。</p> <p>香川町の「ふるさと物産まつり」については、現行のとおり実施する。</p> | <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町が実施している景観作物推進事業及びイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>国分寺町が実施している水稻種子消毒事業、農業機械銀行、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会及び大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>国分寺町が実施している盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助については、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>国分寺町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施する。</p> <p>香川用水土地改良区維持管理費賦課金の負担者については、合併時まで調整する。</p> | <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町が実施している「さぬき農村ふれあい特区推進事業」については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香南町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香南町が事業主体として合併後も継続する土地改良事業に限り、完了するまでの間、現行のとおりとする。</p> <p>香南町が実施している景観作物推進事業、麦作生産推進事業、園芸振興共進会奨励事業、果樹産地整備促進事業及びイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合、肉牛研究会及び園芸生産組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</p> | <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町で実施している「新春あじっ子市場事業」については、現行のとおり実施する。</p> <p>庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p> <p>庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|---|---|--|---|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 建設関係事業 | <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。 塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。 塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないよう調整するものとする。</p> | <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。 香川町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。 香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。 合併時において、香川町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。 急傾斜地崩壊対策事業に係る香川町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防対策に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p> | <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 国分寺町地域の用途地域については、現行のとおりとする。 国分寺町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。 国分寺町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。 国分寺町のミニ公園については、高松市のちびっこ広場として引き継ぐ。 国分寺町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。 合併時において、国分寺町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。 急傾斜地崩壊対策事業に係る国分寺町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防対策に係る国分寺町住民への周知方法については、現行のとおりとする。 国分寺町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、市町村立地係数及び利便性係数を変更し、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等に定められた額に調整する。 国分寺町の住宅新築資金等貸付金に係る償還方法及び納期限については、現行のとおりとする。</p> | <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 香南町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。 香南町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。 急傾斜地崩壊対策事業に係る香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防対策に係る香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。 合併時において、香南町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。 香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。 香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において、高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずる。</p> | <p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。 庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。 水防対策に係る庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。 庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。 庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないよう、調整するものとする。 合併時において、庵治町地域における継続中の道路新設改良事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。 庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|--|---|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 交通関係事業 | 交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。 | 交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとする。 香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。 | 交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における交通傷害保障の保険期間並びに端岡駅・国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。 国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。 | 交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 | 交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないよう、合併時までに調整するものとする。 庵治町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整する。 庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 |
| 上水道事業 | 塩江町の簡易水道事業については、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。 水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。 | 香川町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。 水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。 | 国分寺町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。 水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。 国分寺町の浄水施設については、濁水対策用として活用するとともに、配水池等については、適切な維持管理を行う。 | 香南町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。 水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。 | 庵治町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。 水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。 |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|--|---|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 下水道事業 | <p>塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。</p> | <p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。水洗便所改造資金支援制度により、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用する。</p> <p>香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> | <p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとし、合併処理浄化槽を専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用する。</p> <p>国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p> | <p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。水洗便所改造資金支援制度により、香南町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用する。</p> <p>香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が合併時までに設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香南町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> | <p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。水洗便所改造資金支援制度により、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。</p> <p>庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> |
| 消防防災関係事業 | <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> | <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の防災センターについては、高松市の防災センターとして引き継ぐ。</p> <p>香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> <p>戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。</p> | <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> <p>国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> <p>戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。</p> | <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>自警消防団の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> <p>香南町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> <p>戸別受信機設置補助については、合併時までに調整する。</p> | <p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|--|--|---|---|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 学校教育事業 | <p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。</p> <p>塩江町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>塩江町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。</p> | <p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。</p> <p>香川町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。</p> <p>香川町地域における小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における修学旅行等補助、クラブ・部活動等補助及び学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>香川町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>香川町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> | <p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町地域の学校給食及び幼稚園給食については、国分寺町の調理場において実施する。</p> <p>国分寺町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町地域の奨学金貸付については、合併時において、制度の適用を受けている者に限り、高等学校、大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。</p> <p>国分寺町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>国分寺町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町地域の園区については、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。</p> | <p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>香南町地域における運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。</p> <p>香南町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町地域の幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>幼稚園児の受入れについては、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。</p> | <p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>庵治町地域における運動部活動講師派遣については、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>庵治町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施する。</p> <p>庵治町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。</p> <p>庵治町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとし、中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|---|--|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 社会教育事業 | <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱う。</p> <p>東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続する。</p> | <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の学校週5日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の校区子ども会、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。</p> <p>香川町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> | <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>国分寺町の「やっぴんまいスポレク、子どもまつりだよ」については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域の校区子ども会組織、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>国分寺町地域のスポーツフェスティバルの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>国分寺町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。</p> <p>国分寺町地域の体育施設の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>国分寺町地域のB&G関連事業については、現行のとおり継続する。</p> | <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>香南町地域の「空港の町三代交流ふれあいウォークラリー大会」及び「香南招待少年サッカー大会」については、現行のとおり継続する。</p> <p>香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。</p> <p>香南町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香南町地域の子ども会組織、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> | <p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域で実施している子どもの健全育成に係る共催事業については、地域の自主活動事業とする。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会については、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>「ファミリーマラソン in Aji」及び「こどもマリンスポーツ交流事業」については、現行のとおり継続する。</p> <p>庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。</p> <p>庵治町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町の子ども会活動の促進及びPTA活動の促進については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域における子ども会組織への補助、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|------------------------|---|--|--|--|--|
| 第24号 各種事務事業の取扱い | | | | | |
| 文化振興事業 | 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱う。 塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐ。 塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。 ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。 | 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。 香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施する。 香川町文化協会に対する補助については、合併時までに調整する。 | 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 国分寺町において文化教育普及事業として実施している体験学習、歴史資料館講座及び史跡まつりについては、現行のとおり実施する。 国分寺町音の祭りについては、継続して実施する。 讃岐国分寺跡資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。 ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。 | 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学金の貸与を受けている者については、現行の香南町の制度を適用する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整する。 | 文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。 石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。 |
| その他の事業 | | | | | |
| 外部監査制度 | 外部監査制度については、高松市の制度を適用する。 | 外部監査制度については、高松市の制度を適用する。 | 外部監査制度については、高松市の制度を適用する。 | 外部監査制度については、高松市の制度を適用する。 | 外部監査制度については、高松市の制度を適用する。 |
| 市・町民褒章制度 | 市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承する。 | 市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容については、合併時までに調整するものとする。 | 市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 | 市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 | 市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。 |
| 情報公開制度 | 情報公開制度については、高松市の制度に統一する。 | 情報公開制度については、高松市の制度に統一する。 | 情報公開制度については、高松市の制度に統一する。 | 情報公開制度については、高松市の制度に統一する。 | 情報公開制度については、高松市の制度を適用する。 |
| 過疎地域の指定及び計画 | 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐ。 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| 水問題対策 | 水問題対策については、高松市の制度を適用する。 | 水問題対策については、高松市の制度を適用する。 | 水問題対策については、高松市の制度を適用する。 | 水問題対策については、高松市の制度を適用する。 | 水問題対策については、高松市の制度を適用する。 |
| 契約制度 | 契約制度については、高松市の制度に統一する。 | 契約制度については、高松市の制度に統一する。 | 契約制度については、高松市の制度に統一する。 | 契約制度については、高松市の制度に統一する。 | 契約制度については、高松市の制度に統一する。 |
| 女性政策 | 女性政策については、高松市の制度に統一する。 | 女性政策については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 | 女性政策については、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。 | 女性政策については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 | 女性政策については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。 |
| 後継者育成等報償制度 | 塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

各合併協議会の合併協定書の内容一覧

| 合併協定項目 | | 塩江町 | 香川町 | 国分寺町 | 香南町 | 庵治町 |
|-----------------------|-----------------------|--|---|---|--|--|
| その他の事業 | | | | | | |
| | 市・町民葬儀 | 市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| | 葬斎関係事業 | 該当なし | 葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用及びやすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。 | 葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合（綾南斎苑）の施設等の使用及び霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。 国分寺町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。 | 葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 | 葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。 庵治町営斎場については、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。 市・町民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時まで調整する。 庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。 |
| | 生活用水確保対策事業 | 生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| | 塩江町における公園・レクリエーション等施設 | 塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐ。 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| | 青少年健全育成事業 | 青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。 | 青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。 | 該当なし | 青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香南町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。 | 該当なし |
| 4. 建設計画に係る協議事項 | | | | | | |
| 第25号 | 建設計画 | 建設計画については、別冊のとおり定める。 | 建設計画については、別冊のとおり定める。 | 建設計画については、別冊のとおり定める。 | 建設計画については、別冊のとおり定める。 | 建設計画については、別冊のとおり定める。 |